定	胡報告対象建築物等一覧 T			1 ±0 #-				
	用途	政令で指定するもの※1	苫小牧市の細則で指定するもの※2	報告 時期	以告 報告年度 <u>特期</u>		度	報告期間
特定建築物	劇場、映画館、演芸場	①地階にあるもの(100㎡超) ②3階以上の階にあるもの(100㎡超) ③客席の床面積の合計が200㎡以上あるもの ④主階が1階にないもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席又は集会室の床面積の合計が200㎡ を超えるもの	3年	R2	R5	R8	4月1日 9月30日
	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場	①地階にあるもの(100㎡超) ②3階以上の階にあるもの(100㎡超) ③客席の床面積の合計が200㎡以上あるもの						
	病院、診療所(患者の収容施設があるもの。)、児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途があるもの。)	①地階にあるもの(100㎡超) ②3階以上の階にあるもの(100㎡超) ③2階の床面積の合計が300㎡以上あるもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡を超えるもの	3年	R4	R7	R10	
	児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途がないもの。)	_	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が1,000㎡を超えるもの					
	ホテル、旅館	①地階にあるもの(100㎡超) ②3階以上の階にあるもの(100㎡超) ③2階の床面積の合計が300㎡以上あるもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が300㎡を超えるもの	3年	R3	R6	R9	
	共同住宅、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは共同生活援助を行う事業の用に供するもの。)	①地階にあるもの(100㎡超) ②3階以上の階にあるもの(100㎡超) ③2階の床面積の合計が300㎡以上あるもの	①3階以上の階にあり、かつ、床面積の合計が 1,000㎡を超えるもの	3年	R2	R5	R8	
	共同住宅、寄宿舎(上記以外のも の。)、下宿	-						
	体育館(学校に附属するものを除く。)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2,000㎡以上あるもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	3年	R4	R7	R10	
	学校、体育館(学校に附属するもの。)	-	(Z) 水面 慎い 日前 かり,000 III を超えるもの					
	博物館、美術館、図書館(学校に附属するものを除く。)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2,000㎡以上あるもの	_					
	ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場(学校に 附属するものを除く。)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2,000㎡以上あるもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超)		R3 F			
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(学校に附属するもの。)	-	②床面積の合計が2,000㎡を超えるもの			R6	R9	
	事務所その他これらに類するもの	-	①5階以上の階にあり、かつ、床面積の合計が 1,500㎡を超えるもの					
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	①地階にあるもの(100㎡超) ②3階以上の階にあるもの(100㎡超) ③2階の床面積の合計が500㎡以上あるもの ④床面積の合計が3,000㎡以上あるもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	1年	毎年度			
	展示場	①地階にあるもの(100㎡超) ②3階以上の階にあるもの(100㎡超) ③2階の床面積の合計が500㎡以上あるもの ④床面積の合計が3,000㎡以上あるもの	_	1年	毎年度			
	キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①地階にあるもの(100㎡超) ②3階以上の階にあるもの(100㎡超) ③2階の床面積の合計が500㎡以上あるもの ④床面積の合計が3,000㎡以上あるもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡を超えるもの	1年	毎年度			
	防火設備	①上記、政令で指定する規模の建築物に設けられたもの ②病院、診療所、就寝用福祉施設の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けられたもの ③常時閉鎖式の防火設備、外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く	-	1年	毎年度			
	機械換気設備 機械排煙設備 非常用の照明設備	-	上記、市が指定する規模の建築物に設けられ たもの	1年	毎年度			
昇降機	エレベーター	①住戸内のみを昇降するものを除く ②労働安全衛生法施行令第12条第1項第6 号に規定するエレベーターを除く					令和3年 4月1日 ~	
	エスカレーター		-	1年	毎年度		令和4年	
	小荷物専用昇降機	<ul><li>①テーブルタイプを除く</li></ul>					1月31日 ※3	
	l .	l	1					

<sup>※2</sup> 市の細則で指定する特定建築物は、政令で指定するものを除く。

<sup>※3</sup> 令和3年度以降は、基準月が1月または6月から12月までの場合は、基準月の2月前の月の1日から基準月の末日までとする。 基準月が2月から5月までの場合は、4月1日から6月30日までとする。